

東京都パートナーシップ宣誓制度の適用事業（案）

	事業名	概要	関係例規	対象者の主な要件	活用可能な場合		備考
					活用開始時期	証明書提示の要否	
職員課	休暇制度の対象者の拡大	狛江市職員の勤務時間、休日、休暇等に関すること	狛江市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例等	（育児又は介護を行う職員の深夜勤務の制限） 第11条 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが規則で定めるものに該当する場合における当該職員を除く。）が当該子を養育するために請求した場合には、公務運営に支障がある場合を除き、午後10時から翌日の午前5時までの間（以下「深夜」という。）における勤務をさせてはならない。	令和5年4月1日	必要	
	育児休業制度の対象者の拡大	職員の育児休業等に関すること	狛江市職員の育児休業等に関する条例	第2条の3 育児休業法第2条第1項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。 (2) 非常勤職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）が当該非常勤職員の養育する子の1歳到達日以前のいずれかの日において当該子を養育するために育児休業法その他の法律の規定による育児休業（以下「地方等育児休業」という。）をしている場合において当該非常勤職員が当該子について育児休業をしようとするとき	令和5年4月1日	必要	
高齢障がい課	シルバーピア（高齢者住宅）の入居申込み	住宅に困窮している高齢者に対して住宅を提供することにより、高齢者の生活と福祉の増進を図る	狛江市高齢者住宅管理条例	(1) 満65歳以上の一人暮らし高齢者又は満65歳以上を含む満60歳以上で現に同居し、又は同居しようとする親族の二人暮らし高齢者。 (2) 市内に引き続き3年以上居住。 (3) 独立して日常生活を営むことができること。 (4) 持家に居住していないこと。 (5) 収入が、令第6条第1項に規定する金額を超えないこと。 (6) 現に住宅に困窮していることが明らかであること。 (7) その者及び現に同居し、又は同居しようとする者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。	令和5年4月1日	必要	
児童育成課	保育園における送迎 ※保護者としての対応					不要	「東京都パートナーシップ宣誓制度」導入後は、証明書を提示してもらうことで、保護者と同等の対応を行うこととなる。